

自動車ユーザーの過重な税負担軽減を求める意見書

現在の日本は、人口減少・少子高齢化社会を迎えている。特に、高齢者は身体的な衰えを自覚しながらも自動車に頼らなければ生活がままならない状況は、ますます顕著になる。

現在の自動車関係諸税の使途も含めて見直し、誰もが自由で安全な移動を享受できる社会に向けてまちづくりを行っていくことが、地方経済の活性化・地方創生の一助となり、また安定した物流、自由な移動も通じた日本経済の活性化にもつながると思う。

自動車関係諸税は、昭和48年度～52年度の道路整備五ヵ年計画の財源不足対応として、昭和49年度から「租税特別措置法」により「暫定税率」が重課されて以降、延長が繰り返し行われてきた。

平成22年度の税制改正大綱にて「暫定税率」は廃止となったが、地球温暖化との関係や国の厳しい財政事情に留意する必要があることから、当時の税率水準を「当分の間」維持するとされ、現在に至っている。また旧自動車取得税は、購入時における消費税との二重課税でもあるとして、2019年消費税増税時とともに廃止となったが「環境性能割」と名称を変え、ユーザー負担が続いていることから、国に対して、令和8年度税制改正にあたり、下記の事項を求める。

記

- 1 自動車税・軽自動車税(環境性能割)の廃止を求める
- 2 自動車重量税の「当分の間税率」を廃止し、自動車重量税の国分の本則税率の地方税化し、負担軽減を求める
- 3 自動車重量税および自動車税・軽自動車税(種別割／四輪車・二輪車等)の保有時の税額引き下げによる負担軽減措置を求める
- 4 複雑な車体課税の簡素化に向けた「自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の税の公平・中立・簡素な税負担」の実現を求める
- 5 「走行距離課税」は、車による移動距離が長い地方ほど大きな負担を負うものであり、導入しないことを求める
- 6 自動車の任意保険について、所得税の控除の対象として検討することを求める

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。